

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第五十四号

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の一部を改正する条例

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例（平成十四年広島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 県民は、子ども、高齢者、女性等が犯罪の被害を受けていると認められるとき又は犯罪の被害を受けるおそれがあるかであると認められるときは、状況に応じて、警察官への通報その他の適切な措置を講じるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。